

事務連絡  
平成21年3月18日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

平成21年度の指定・準指定市町村の安定化計画作成に当たっての後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進策に係る留意事項等について

国民健康保険事業の運営につきましては、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、平成21年2月10日付け事務連絡「平成21年度の指定（準指定）市町村の安定化計画作成に当たっての留意事項について」により、安定化計画の策定に当たって、後発医薬品（以下「ジェネリック医薬品」という。）の使用促進に係る具体的取組を明記すること等を御連絡したところですが、今般、別紙のとおりジェネリック医薬品の使用促進策に係る留意事項について取りまとめましたので、その内容を御了知いただくとともに、貴管内指定・準指定市町村及び国民健康保険団体連合会への周知、その他保険者への情報提供等、特段の御配慮をお願いいたします。

また、厚生労働省医政局経済課からジェネリック医薬品の普及啓発用として、「ジェネリック医薬品使用促進リーフレット（両面・三つ折り）」（別添PDFファイル）を作成し、同PDFファイルを厚生労働省ホームページ（URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuu/kouhatsu-iyaku/index.html>）に掲載するとともに、主に薬局に配布する予定であること及び都道府県衛生主管部局へもサンプル用として配布する予定であるとの連絡がありましたので、貴管内保険者等への情報提供を併せてお願いいたします。

〔問い合わせ先〕

厚生労働省保険局国民健康保険課

安定化計画専門官 森

(Mail [mori-haruhito@mhlw.go.jp](mailto:mori-haruhito@mhlw.go.jp))

安定化計画係長 黒岩

(Mail [kuroiwa-hiroyuki@mhlw.go.jp](mailto:kuroiwa-hiroyuki@mhlw.go.jp))

電話 03-5253-1111 内線 3265

直通 03-3595-2575

ジェネリック医薬品の使用促進策に係る留意事項について

1 ジェネリック医薬品希望カードの配布等について

- (1) カード等の材質については問わないものであること。
- (2) カード等配布用のリーフレット、パンフレット等を作成し、カード等と一緒に配布すること。  
なお、パンフレットの見本等については、日本ジェネリック医薬品学会等のホームページを参照されたいこと(注)。
  - ・ 日本ジェネリック医薬品学会ホームページ  
(URL: <http://www.generic.gr.jp/>)
- (3) 配布に併せて広報(ポスター、広告、市町村報への掲載、ホームページでの普及・啓発等)の実施を検討すること。

注： 日本ジェネリック医薬品学会のホームページに全国のジェネリック取扱薬局情報等も掲載されているので参照されたいこと。

また、同ホームページの記事等を利用しパンフレット等を作成する場合は、事前に同学会の了解を得るなど、取扱いに留意すること。(同ホームページ上のパンフレットに記載されている説明文を引用することは可能だが、イラスト等の引用については著作権等の関係が生じるため。)

2 ジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減の周知について

(1) 取組内容について

ジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減の周知(以下「個別通知」という。)等については、次の①、②のいずれかの取組を行うよう努めること。

- ① 医薬品の長期服用者でジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減額が大きい者を対象に、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額について、個別通知を行うこと。
- ② レセプト点検等を通じ、医薬品の長期服用者であって、ジェネリック医薬品に切り替えることによって自己負担額の軽減額が相当程度見込まれる者を抽出し、自己負担額の軽減例を送付するなど、ジェネリック医薬品への切り替えを働きかけること。

なお、自己負担額の軽減例については、日本ジェネリック医薬品学会等のホームページを参照されたいこと(注：1の注と同じ。)

(2) 留意点

- ① この取組は、個々の被保険者の状況に合わせた啓発を行うことに意義があり、一般的なジェネリック医薬品の使用促進のための広報等とは違うことに留意し、市町村の状況に合った通知方法等を検討されたいこと。
- ② 個別通知等の実施に当たってレセプト点検を委託している場合においては、委託業者と調整を行い、この取組の委託についても検討されたいこと。

- ③ 個別通知等の実施に当たっては、がんその他特殊疾病に使用される薬及び短期処方薬等を服用している場合は対象者から除外することなど、適切な対象者の選定に配慮すること。
- ④ 個別通知等を送付する場合は、医療費通知の機会等を利用するなど、費用対効果を考慮した実施に努めること。
- ⑤ (1) ①の取組を行うに当たっては、システム的な対応も必要と考えられることから、現在、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が保有するレセプトデータ（調剤レセのうち電子化されたものに限る。）から同じデータ形式でデータを抽出する仕組みを検討しており、詳細が決まり次第連絡する予定であること。

### 3 都道府県の助言・指導等について

#### (1) 保険者に対する助言・指導等

都道府県は、上記1、2の取組について、指定・準指定市町村における安定化計画の策定等について、適切な助言、指導を行うこと。

また、上記2の取組については、必要に応じその経費の一部に対し都道府県調整交付金を交付するなど積極的な支援に努めること。

#### (2) 国保連合会に対する指導

国保連合会については、指定・準指定市町村に対して次の支援策等の例を参考に支援に努めるよう指導すること。

（国保連合会が行う支援策等の例）

- ① 保険者事務共同事業による支援
  - ・ 「ジェネリック医薬品希望カード」や広報パンフレットを国保連合会で共同して作成・購入することによる、保険者負担の軽減
  - ・ 上記カードやパンフレット等に対する照会窓口の設置等
- ② 保険者支援事業の充実
  - ・ 小規模保険者、へき地保険者等のジェネリック医薬品の使用促進策への支援
  - ・ 保険者が実施する「ジェネリック普及講習会」等への支援
- ③ 国保連合会の広報活動の充実等（ポスター、マスメディア活用による広報、ホームページへの掲載等）

もっと詳しく  
知りたい場合は？



医師・薬剤師にお気軽に  
ご相談ください。



【連絡先】

- 厚生労働省医政局経済課

TEL 03-5253-1111 (内線2528)

上記のほか以下の団体でもジェネリック医薬品についてのご質問にお答えします。

- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構

TEL 03-3506-9457

- 社団法人日本薬剤師会 (くすり相談窓口)

TEL 03-3353-2251

- 日本ジェネリック製薬協会

TEL 03-3279-1890

- 日本保険薬局協会

TEL 03-3243-1075

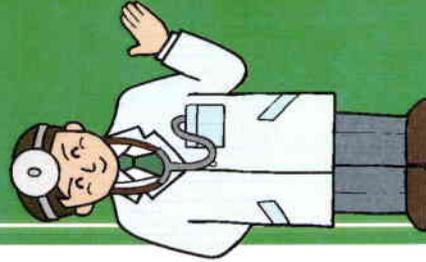
- 日本ジェネリック医薬品学会

TEL 03-3583-7710

- NPO法人 ジェネリック医薬品協議会

TEL 0422-32-7445

ジェネリック医薬品は  
これまで効果目や安全性が実証されて  
またお薬と同等と認められた低価格な  
お薬です。



お薬は選択する時代へ



厚生労働省

別添(リーフレット表)

C

M

Y

K

どのくらい  
安いのか？

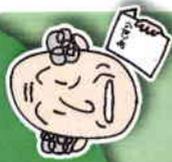


薬代として3割以上  
中には5割以上  
安くなる薬もあります。



医薬品は開発に費用が多にかかりますが、  
開発期間が短くて済むジェネリック医薬  
品は当然価格も安いのです。

効き目は  
確かか？



安全性も品質も  
変わりません。



ジェネリック医薬品は、これまで効き目  
や安全性が実証されてきたお薬と同等と  
確認された上で製造、販売が認可されて  
います。

種類は  
あるのか？



さまざまな分野、症状に  
対応しています。



高血圧や高脂血症のお薬、糖尿病のお薬  
などさまざまな分野や症状に対応してお  
り、またカプセル、錠剤、点眼剤などそ  
の形態もさまざまです。